

平成 28 年 4 月 1 日

お客様各位

北伊勢上野信用金庫

法人向けインターネットバンキングの被害補償について

当金庫は、平成 26 年 7 月 17 日付全国銀行協会による申し合わせ（法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方）の主旨を踏まえ、法人向けインターネットバンキングの不正利用被害について、下記のとおり被害補償を行います。

なお、お客様におかれましては、不正利用被害防止のため、当金庫が推奨しているセキュリティ対策を実施いただきますようお願いいたします。

記

1. 補償の開始日

平成 28 年 4 月 1 日

2. 対象のお客様

以下のサービスをご契約されている法人のお客様

- ・WEB・FB サービス（基本契約、一般契約）
- ・WEB バンキングサービス

3. 補償対象

第三者が ID・パスワード等を盗用し、お客様が上記サービスを不正利用されたことにより被った損害

4. 補償限度額

1 契約につき上限 1,000 万円

5. 補償条件

当金庫は、法人のお客様が不正利用被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の案件ごとに補償いたします。ただし、ご利用状況によっては、補償の対象にならない場合や補償額が減額される場合がございます。

(1)不正利用被害に遭った翌日から 30 日以内に当金庫への通知が行われていること。

(2)不正利用被害に遭った状況等について、当金庫が行う調査に対し、お客様から遅延なく十分な説明が行われていること。

(3)お客様が警察に被害届を提出し捜査に協力していること。

6. 補償の対象とならない場合

- (1)お客様が正当な理由なく、他人に各種 ID やパスワード等を知らせた場合。
- (2)お客様がパソコンや携帯電話の盗難に遭った場合または廃棄処分をした場合に、各種 ID やパスワード等をパソコンや携帯電話に保存していた場合。
- (3)当金庫が注意喚起しているメール型のフィッシングに騙される等、不用意に各種 ID やパスワード等を入力していた場合。
- (4)他人に譲渡・貸与または担保に差入れられたパソコン等の不正利用によって生じた損害の場合。
- (5)不正利用被害が、当金庫への通知日の 30 日以前に発生していた場合。
- (6)お客様が当金庫に対して行う被害状況の説明において、重要な事項について虚偽の説明を行った場合。
- (7)不正利用が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り、またはこれに付随してなされた場合。
- (8)その他、お客様に故意または重大な過失があると考えられるような事象が認められた場合。

7. 補償を減額する場合

- (1)電子証明書方式を利用していない場合。
- (2)ウイルス対策ソフト等（当金庫が導入しているセキュリティ対策ソフト（Rapport）を含む*1）のセキュリティ機能を利用していない場合。
- (3)ウイルス対策ソフト等を最新の状態で利用していない場合。
- (4)基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合。
- (5)基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアがサポート期限終了後も使用されている場合。
- (6)各種 ID やパスワード等が適切に管理されていない場合。
- (7)その他お客様に過失があると考えられるような事象が認められた場合。

●お客様には、法人の役員、従業員や家族等の関係者、退職者を含みます。

*1：お客様のご利用環境により、本ソフトがご利用できない場合を除きます。

本件に関するお問い合わせ先

北伊勢上野信用金庫 EB サービスセンター

0120-497-004（平日9：00～17：00）